

東由木地区公園

環境マネジメントシステムハンドブック



令和 5 年 3 月改定
八王子市都市公園指定管理者ひとまちみどり由木

内容

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| I | 東由木地区公園環境マネジメントシステムハンドブックを運用するにあたって | 1 |
| 1 | 概要 | 1 |
| 2 | 目的 | 1 |
| 3 | 対象期間 | 1 |
| 4 | 適用範囲 | 2 |
| 5 | 運用体制 | 2 |
| 6 | 目標設定・評価 | 2 |
| 7 | 是正・見直し | 2 |
| 8 | 研修 | 2 |
| | 第2次八王子市環境基本計画の基本目標 | 3 |
| II | 目標 | 4 |
| 1 | 職場目標 | 4 |
| 2 | 施設目標 | 4 |
| III | エコアクションプラン目標達成のための行動 | 5 |
| 3 | 資源(廃棄物・紙) | 5 |
| (1) | 紙の使用量削減 | 5 |
| (2) | 廃棄物の排出・抑制、資源化の推進 | 6 |
| 4 | 温室効果ガス・エネルギーの削減 | 10 |
| | エネルギー使用量の削減 | 10 |
| 5 | 環境に配慮した物品の購入 | 12 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 6 水の使用量の削減 | 13 |
| 7 法人車の適正利用 | 14 |
| 8 通勤時の環境配慮 | 15 |
| IV 情報公開 | 16 |
| V 環境配慮の要請 | 16 |
| (1) 出入りする業者への呼びかけ | 16 |
| (2) 施設利用者への呼びかけ | 17 |
| VI 施設建設時等におけるエネルギー対策 | 18 |
| (1) 再生可能エネルギーの積極的な導入 | 18 |
| (2) 建物・設備の省エネルギー化を推進 | 18 |
| VII 施設・設備の運用におけるエネルギー対策 | 18 |
| (1) エネルギーの見える化 | 18 |
| (2) エネルギー調達時の環境配慮 | 19 |
| (3) みどりのカーテン | 19 |
| VIII 環境教育・環境学習の推進 | 20 |
| 1 主な取り組み | 20 |

I 東由木地区公園環境マネジメントシステムハンドブックを運用するにあたって

1 概要

東由木地区公園環境マネジメントシステムハンドブック(以下「ハンドブック」という。)は、八王子市役所環境マネジメントシステムガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に示す事項に基づき、都市公園指定管理者ひとまちみどり由木(以下「ひとまちみどり由木」という。)が取り組むべき事項を示した手引書である。

八王子市役所環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)は八王子市役所エコアクションプラン(以下「エコアクションプラン」という。)を効果的に推進するために導入されたものである。

※環境マネジメントシステムとは…

企業や自治体の活動によって生じるさまざまな環境への負荷を減らすために、組織的・継続的に取り組みを改善し、環境配慮行動を推進していく「しくみ」である。

※八王子市役所エコアクションプランとは…

法により、温室効果ガス排出量削減のための措置などを定めることが義務付けられていることから、職員一人ひとりが環境への意識を高め、率先して市の事務事業の実施による環境負荷の低減に取り組むために八王子市が策定しているものである。

2 目的

エコアクションプラン及び第2次環境基本計画「第4章基本目標」基本施策Ⅱ－3の目標に基づき、二酸化炭素(CO₂)排出量の削減を達成するための指定管理業務に係る事務事業における取り組みとして必要な措置を定めることを目的とする。

3 対象期間

令和5年4月～令和6年3月

4 適用範囲

八王子市東由木地区公園 指定管理者ひとまちみどり由木が管轄する全施設

5 運用体制

システムの適切な運用を図るため、エコアクションプランに掲げられている推進体制に基づき、指定管理業に関わるすべての事務事業で実施する。

主な役割は次の通りとする。

| | |
|-----------|--|
| 環境推進員(1名) | <ul style="list-style-type: none">◆ 取り組み状況の把握、環境推進責任者への報告◆ 職場の取り組み推進と徹底◆ 監査の対応 |
|-----------|--|

6 目標設定・評価

環境基本計画施策目標に従い、指定管理者独自で定める年度目標の達成状況を評価する。

7 是正・見直し

監査の結果、不十分とみられた項目等については、すみやかに措置を講じ実施すること。

8 研修

年1回以上、指定管理者職員を対象に環境マネジメントシステムに係る研修を行うこと。研修内容、目標は以下の通り。

- 「八王子市役所エコアクションプラン(第4次)」「第2次八王子市環境基本計画」の目標を、職員全員が認識・理解し、担当の事務事業が目標達成のために、どのように関わるか考えること。
- 担当の事務事業による直接的・間接的な環境への影響を、職員全員が認識・理解すること。
- 職場における省エネ、省資源、リサイクル、グリーン購入、エコドライブなどの環境配慮行動について、職員全員が認識・理解すること。
- 各担当の取組を、職員全員が認識・理解すること。
- 職場独自の環境配慮の工夫などの取組について職員全員で考え、提案すること。

第2次八王子市環境基本計画の基本目標

- I 人と自然が共生したまちをつくる
- II 資源環境とエネルギーの有効活用で、地球環境にやさしいまちをつくる
- III みんなが協働して環境保全に取り組んでいるまちをつくる
- IV 安全で良好な環境のもと、健やかに暮らせるまちをつくる



基本目標: III

独自の取組: 包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。公園を環境教育・社会教育の場として提供し、地域の人材育成を推進する。



基本目標: I

独自の取組: トイレのリニューアルによって衛生的かつ安全な公園を目指す。有害な化学物質や投棄を削減し衛星管理を行う。



基本目標: I

独自の取組: 八王子市木質バイオマスの普及促進事業のほか間伐材等、木質バイオマスをエネルギー資源として利用する。



基本目標: I・IV

独自の取組: 地域との融合による管理運営をもとに、誰もが安心・安全に過ごせるまちを目指す。



基本目標: II

独自の取組: 事業活動で発生するごみの抑制、適正処理や資源化を推進するほか、植物性オイルの利用、薬剤散布禁止などの取り組みを進める。



基本目標: I

独自の取組: 地球温暖化防止策として温室効果ガスの削減、まちなか避暑地の取り組みを推進する。



基本目標: I

独自の取組: 情報公開により環境意識の向上を図る。またボランティア活動でつながりを持つことで陸地の自然環境保全のサイクルを確立する。



基本目標: I・II・IV

独自の取組: 公園アドプト団体や教育機関、企業や市民と連携し、林業・農業の振興、環境教育の推進を図る。

II 目標

1 職場目標

紙使用量削減

【数値目標】

年間使用量を過去 3 年間より **5%削減する。**

【行動目標】

- ◆ 複合機の印刷量を毎月計測し、使用量変動を把握し可視化する。
- ◆ 使用量のグラフを社内情報共有ツールで周知する。
- ◆ 毎月の使用量を過去 3 年の平均と比較し、現状の達成状況を周知する。

2 施設目標

エネルギー使用量削減

【数値目標】

前年度比 1%以上の電気使用量削減

(省エネルギー法_工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業者の判断の基準(平成 21
(2009)年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号))

【行動目標】

- ◆ 電気使用量のグラフやエネルギー使用量削減の取り組みを、社内情報共有ツールを活用し職員の環境配慮の周知啓発を行う。
- ◆ 蛍光灯から LED 電球へ改修する。
- ◆ 空調や照明の電源を状況に応じて切り替え、ピークカットを行う。
- ◆ 施設利用者対象に各会議室等に節電のポスターを掲示する。

III エコアクションプラン目標達成のための行動

3 資源(廃棄物・紙)

(1) 紙の使用量削減

■ 具体的行動(共通)

- 両面印刷、縮小印刷機能の活用や、使用済み用紙の裏面利用を徹底し紙の使用量をできるだけ減らす。(ただし、使用済み用紙の裏面を利用する際には、個人情報の漏洩が無いよう十分注意する。)
- コピー機の使用後は、次に使用する人がミスコピーをしないよう、必ずリセットボタンを押す。
- 印刷するときは、不必要的部分まで印刷しないよう、よく確認して必要な部分のみ印刷する。
- 情報共有や情報提供をする際には、積極的にネットワークアタッチとストレージ等を活用する。
- 会議資料等は工夫してできるだけ簡素化し、作成部数の適正化を徹底する。
- 印刷物は配布先や内容を精査し、必要最小限のページ数、部数とする。
- 会議を行う際に、タブレット端末を活用し、紙資料を削減する。

■ 独自の環境配慮行動

- 文書、資料の共有化(個人ファイルを持たないこと)。
- インターネット上で情報共有し資料の供覧による紙の使用を削減する。
- 利用ツール:電子メール・ネットワークアタッチストレージ・チームコミュニケーションツール(ソフトウェア)



(2) 廃棄物の排出・抑制、資源化の推進

■ 具体的行動(共通)

- 紙類は資源回収ボックスなどで分別を徹底し、資源化する。
- 小さい紙類(名刺やメモなど)は使用済み封筒や紙袋にまとめて、資源化する。
- 使用済みの封筒は、交換便や雑紙を入れる封筒として再利用する。
- ファイル等は可能な限り再利用する。
- 缶、ビン、ペットボトルなどの売店や庁内の自動販売機で購入したものは、所定の場所に出し、回収してもらう。
- 個人が持ち込んだごみは持ち帰る。
- マイ箸、マイボトル、マイバックを活用し、ごみの発生を抑制する。
- 使い捨てプラスチック製品(ストロー、スプーン等)の使用を控える。

■ 独自の環境配慮

- 産業廃棄物業者のルールに則り、資源ごみの分別処理を徹底する。
- 資源ごみはクラフトコーナーで工作遊びに使用し、あそびを通して環境教育の意識を高める取組を行う。
- 公園内にゴミ箱は設置せず巡回清掃を徹底し、ごみのポイ捨て禁止サインを掲示することで利用者の意識向上を図る。

緑地管理

八王子市環境政策課の木質バイオマスエネルギー化実証事業に寄与する事業を継続して実施する。主な事業は北の清掃工場の木質バイオマスボイラーの燃料として、公園・緑地から発生する剪定枝等の提供である。かねてより長池公園では、小径木や剪定枝のチップ製造及び堆肥化、薪割り機による薪利用を行うなど有効な園内循環方策を進めている。

さらに剪定枝等の木質バイオマス普及促進事業の取り組みとして、公園内から発生する剪定枝や薪を活用したイベントを引き続き企画開催する。(表-1 イベント一覧)

修繕にする資材においても、「東京の木」を使用してベンチや看板を園内に設置するなど、地産地消、多摩地域の林業産業の振興に貢献する。

また、市民によるバイオマス活用のための活動を支援するため、長池公園で活動する公園アドプト団体である長池里山クラブに、環境政策課から貸与されている機材等を共有し有効活用を図る。(活用例:間伐材を薪割りし、年1回炭焼きを実施。)

| 時期 | 事業名 | 主催者 | 活用材／用途 |
|-------|-------------------|-------|----------|
| 第1四半期 | 公園の植物で草木染しよう(桑) | 指定管理者 | 刈草／ヒンメリ |
| 第2四半期 | 里山の竹で笛づくり | 指定管理者 | 竹材／竹笛 |
| 第2四半期 | シノダケヒンメリ作ろう | 指定管理者 | 剪定枝／染料 |
| 第3四半期 | 作ってとばそう 里山の竹で竹とんぼ | 指定管理者 | 竹材／竹とんぼ |
| 第3四半期 | ミニ門松を作ろう | 指定管理者 | 竹材／門松 |
| 第4四半期 | 里山の竹で凧作り | 指定管理者 | 竹材／凧の骨組み |
| 第4四半期 | 公園の植物で草木染しよう(桜) | 指定管理者 | 剪定枝／染料 |

表 III-1 イベント一覧

| 活用材 | 場所 | 取組 | 写真 |
|--------------|-------|------------|---|
| 刈草 | 長池公園 | イベント |  |
| 支柱木 | 長池公園 | 園路柵の施工材 |  |
| | 大塚東公園 | 園路際の土留め | |
| 剪定枝 (チップ) | 長池公園 | 園路緩衝材として敷設 |  |
| | 鹿島緑地 | | |
| 竹材 | 長池公園 | 竹柵補修 |  |
| | | 支柱 | |
| | | イベント | |
| 伐採材 | 長池公園 | 北野足湯の燃料 |  |
| | | ベンチ | |
| 不要支柱木 | 鹿島緑地 | 土留め・階段補修 |  |
| | 大塚東公園 | 侵入防止柵 | |
| | 長池公園 | 園路柵 | |
| | 秋葉台公園 | 落葉ストッカー | |

表 III-2 資源の有効活用における取り組み

| 発生材 | 場所 | 取組 | 写真 |
|-----------|--|-------------------------------|---|
| 刈草 剪定枝 | 長池公園 せせらぎ緑道 秋葉台公園 天野谷戸公園 堀之内番場公園 東中野公園 梶川緑地 大塚西公園 鹿島緑地 | 堆肥所 落葉ストッカー |  |
| アズマネザサ | 長池公園 大塚西公園 傘平緑地 | 刈り残して林内立入防止の柵とする |  |
| 草本 | 長池公園 秋葉台公園 堀之内東山はぐくみの森緑地 | 草本地として維持し草刈り回数を減らす 生息環境の創出 |  |

表 III-3 発生材の抑制における取組



4 温室効果ガス・エネルギーの削減

エネルギー使用量の削減

■ 職員の目標と具体的行動

- 昼休み・時間外には、必要な個所のみ点灯する。
- 勤務時間内においても、会議室など使用しない時は消灯する。
- トイレ・給湯室・更衣室等の不使用時の照明は消灯する。(ただし、人感センサー式の照明は操作不要)
- トイレの使用後は便座のふたを閉める。(夏期は保温機能 OFF にする。)
- 窓側や廊下で十分な採光が確保される場合には、隨時消灯する。
- 離席時や長時間パソコンを使用しない場合はスリープに、使用しない時間が 1 時間 45 分以上あればシャットダウンする。
- 退室時にはパソコン本体、ディスプレイ、プリンターの電源を必ず切る。
- シュレッダー等常時使用しない機器類は、使用するときに電源を入れ、使用後は必ず電源を切る。(可能ならばコンセントも抜く。)
- 階段の使用を励行しエレベーターの使用ができるだけ控える。
- 終業後、最後に帰る人は、パソコンやコピー機等電気機器類の電源の切忘れがないか確認する。
- 室内温度を夏期 28°C、冬期 20°Cを目安に管理する。
- 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行し、暑さ寒さをしのぎやすい服装にする。
- 建物の温度上昇を抑制する「みどりのカーテン」を積極的に設置する。

■ 独自の環境配慮行動

- 電気機器類は、使用していない時や休館日(年末年始)の前日、毎日の退館時には、コンセントを抜いて待機電力の削減に努める。
- 私物の電気製品の使用や充電はしないよう注意を促す。
- 来館者用トイレに人感センサースイッチを継続して導入する。
- 自然館周辺の防犯灯は、ソーラー人感センサーライトを継続して使用する。
- 終業時は電気機器類の電源 OFF を確認し、閉館時チェックシートに記録することで切り忘れの対策をとる。
- 自然館を「はちおうじまちなか避暑地」として市民へ開放し、家庭電力の節約に貢献する。
- 空調や照明については、利用者への快適性が重要なことから、施設内掲示を工夫し節電中である旨や電力量のグラフ掲示による可視化を心掛け、利用者の理解を得るよう努める。
- 公園電灯及び室内電気の LED の使用(一部省エネタイプ使用)を推進する。
- エアコンフィルターの清掃を 3 か月に一度行う。(推奨)

- 一日のピーク時の電力量を把握し、ピークカットに努める。方法としては、エアコンの稼働を一括管理することに加え、フロアごとに利用状況に応じて時間差で起動させ瞬間的にかかる電力量を抑制するよう努める。
- 野外照明設備の省エネ活動として、利用上支障のない範囲内において公園灯を消灯する。
- 自然館駐車場電灯は無電極電球を使用する。



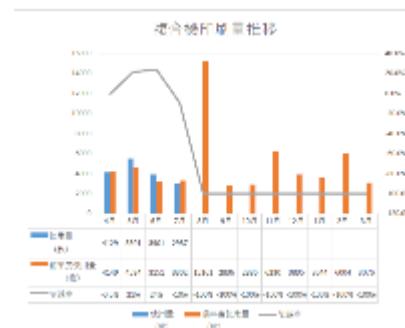
5 環境に配慮した物品の購入

■ 具体的行動(共通)

- 物品の購入にあたっては、まずその必要性をよく検討し、必要と判断した場合は、適正な量をよく検討したうえで購入数量をできるだけ抑制する。
- 物品を購入する際には、環境負荷の低減を図るため、「八王子市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の少ない製品等を率先して購入する。
- 使い捨てのプラスチック製品の使用を控え、なるべく代替品や再利用プラスチック製品を購入する。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジはリサイクル可能な商品を購入する。また使用後は回収業者に引き渡し、詰め替え又は再利用してもらう。
- 電化製品などの新規購入や買い替えの際には、製品に表示されている省エネラベルなどを参考に、省エネ性能に優れた製品を購入する。
- 不要な袋や包装は断り、簡易包装での納品を要請する。また、その旨を仕様書に明記する。

■ 独自の環境配慮と取り組み

- 毎月の紙使用量を把握、予測し紙購入量を適正化する。(過剰な購入を抑える)



- 地球環境にやさしい雑古紙 100%、漂白剤不使用のトイレットペーパーの使用を継続する。
- 「東京の木」を使ったベンチや看板を園内で使用し、地産地消、多摩地域の林業・木材産業の振興にも貢献する。
- 持続可能な農業推進を目的として、小規模な地域の農業法人と連携し公園でイベントを開催することで、持続可能な農業推進への支援を図る。



6 水の使用量の削減

■ 具体的行動(共通)

- 洗面所やトイレの使用の際には、必要以上に水を流さず節水に努める。(ただし、人感センサー式の場合は操作不要)
- 水道を使用後は、止水を確認する。
- せっけん、洗剤は必要な量だけ使う。
- 施設管理部署においては、水道メーター等で漏水の有無を確認する。

■ 独自の環境配慮

- 公園の利用者数や状況に応じて水道の水量を調整する。
- 洗剤は、生分解性が早く、すぐ水量の少なくて済む天然せっけんを使用し、PRTR法に指定された化学成分を含む合成洗剤はできるだけ使用を抑制する。
- 水道の使用については、施設利用者への快適性が重要なことから、施設内掲示を工夫し節水中である旨を伝え利用者の理解を得るよう努める。
- トイレ(地区公園)の洋式化を適宜行い、衛生管理の改善を図る。



7 法人車の適正利用

■ 具体的行動(共通)

- 公用車を運転する際には、アイドリングストップ等、エコドライブを実施し燃費の向上に努める。
- 可能な場合は職員同士の相乗りを行うように心がける。
- 走行経路を精査し、無駄な走行を無くす。
- エコドライブ 10 のすすめを参考に「エコドライブ」を心がける。
 - ✓ 自分の燃費を把握しよう
 - ✓ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
 - ✓ 減速時は早めにアクセルを離そう
 - ✓ エアコンの使用は適切に
 - ✓ ムダなアイドリングはやめよう
 - ✓ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
 - ✓ タイヤの空気圧から始める点検・整備
 - ✓ 不要な荷物はおろそう
 - ✓ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
 - ✓ ふんわりアクセル「eスタート」

■ 独自の環境配慮

- 近距離では自転車を利用する。
- 急発進・急加速や空ふかしはせずに、燃費の向上に努める。
- 3分以上停車することが予想されるときにはアイドリングストップを励行する。
- タイヤの空気圧が下がっていないか運行前点検時に確認する。
- 走行経路を精査し、無駄な走行を無くす。
- 車両にエコドライブのステッカーを掲示し、職員の意識向上を図っている。
- 動力機械の適正利用については以下の通りとする。
- 管理作業に合わせて車両・バイク・リヤカー等を効率的に使い分け、ガソリンの使用量を低減し、同時に来園者の快適な公園利用を確保する。
- 動力機械(刈り払い機、チェーンソー等)による作業と、鎌、竹ほうき等による人力作業を管理内容に応じて適切に併用し、燃料の節減、園内管理の質の向上を図る。



8 通勤時の環境配慮

■ 具体的行動(共通)

- ◆ 近距離の通勤にはなるべく徒歩又は自転車を利用する。
- ◆ 通勤にはなるべく公共交通機関を利用する。
- ◆ やむを得ず自家用車で通勤する場合は、エコドライブを心がける。
- ◆ 普段自家用車で通勤していても、可能な日は公共交通機関や他の職員の車の相乗り、自転車の利用をこころがける。

■ 独自の環境配慮

- ◆ 自家用車で通勤する場合は「エコドライブ普及連絡会」が策定した、「エコドライブ 10 のすすめ」を参考にして、緩やかにアクセルを踏んで発進するなどの、エコドライブをこころがける。
- ◆ 可能な限り複数の職員で乗り合わせる。

IV 情報公開

- ◆ 東由木地区公園での環境教育やエコ活動の取り組みを SDGsが掲げるゴール、ターゲットと紐づけし、外部へ発信することにより環境啓発に努める。
- ◆ 環境に配慮した取り組みを解説した看板を園内に設置する。
- ◆ ホームページ上でエコ活動の取り組みを紹介する



V 環境配慮の要請

(1) 出入りする業者への呼びかけ

■ 具体的行動(共通)

- 物品の納入の場合には過剰な包装はしないこと。
- 物品納入時の包装容器の持ち帰り。
- 社用車の環境に配慮した運転(エコドライブ)の励行。
- その他、業務・営業等における環境への配慮。

■ 独自の環境配慮(福祉団体との連携)

- ◆ 清掃や物販を通じて取引のある福祉団体にも環境マネジメントシステム制度や具体的な内容を理解してもらい、環境に配慮した行動や商品の提供をお願いする。
- ◆ 新聞・雑誌・チラシ・シュレッダーゴミ・段ボール等の古紙回収や空き缶は、各関係団体に提供し、活動を支援する。

(2) 施設利用者への呼びかけ

- 会議室利用者へ利用後のチェックリストを配布し、エアコン、照明、ゴミの持ち帰り等のチェックするよう促す。
- 休憩コーナーにゴミの持ち帰り等をお願いする掲示を行っている。
- 節電、節水については、施設利用者への快適性が重要なことから、施設内掲示工夫し節電、節水中である旨や使用量のグラフ掲示による可視化を心掛け、利用者の理解を得るよう努める。



VI 施設建設時等におけるエネルギー対策

(1) 再生可能エネルギーの積極的な導入

- 施設の建設、改修、設備更新時には、「公共施設への再生可能エネルギー設備導入基準」に基づき再生可能エネルギー設備の導入検討を行い、積極的に導入する。
- 次の3種類の再生可能エネルギーについて重点的に導入を推進することとする。
 - ✓ 太陽光(太陽光発電設備)
 - ✓ 太陽熱(太陽熱利用設備)
 - ✓ 木質バイオマス熱(バイオマス熱利用設備)
- 建物の構造や建材などを工夫し、自然の伝熱を利用して蓄熱・放熱を行うことで室内を快適な状態に保つシステム(パッシブソーラーシステム)を備えたものにする。

(2) 建物・設備の省エネルギー化を推進

- 施設の建設、改修、設備更新時には、LED 照明やセンサー式の水栓を導入するなど、省エネルギー化を積極的に推進する。

VII 施設・設備の運用におけるエネルギー対策

(1) エネルギーの見える化

- エネルギー使用量を把握して、電気使用量をグラフ化し、市民から見える場所に掲示することで、電力使用量の削減を意識づけること。

(2) エネルギー調達時の環境配慮

電気事業者は、八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針第5条に基づく入札等への参加資格、八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針に基づく電気事業者別環境配慮評価結果¹を考慮して選定した。今年度においても、長池公園自然館は日立造船株式会社、その他の地区公園を東京電力と契約を継続する。

(3) みどりのカーテン

陽射しが強い部屋などに、ゴーヤや朝顔などでみどりのカーテンをつくる。葉かげや植物の蒸散作用で、室内の温度上昇を抑えることから、冷房による電気の使用を減らすことが期待できる。



(令和4年8月撮影)

¹ 二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況から評価

VIII 環境教育・環境学習の推進

1 主な取り組み

① ボランティア活動

令和5年度 目標

- サタデーパークボランティア
- 里山保全隊

自然環境の重要性を学ぶ機会とし、里山保全の担い手を育成する。管理が必要な雑木林、希少植物、水辺のビオトープの復活を目指し管理活動を行う。手作業による園内の植生管理を行う。

■ パークキッズレンジャー

近隣の小学生とその家族を対象に環境保全、里山管理、生き物調査等を主体的に担う人材を育成するためのプログラム。生物季節観測など、種々の新しい取り組みを企画し、登録者の一層の活動参加を促すとともに、モニ1000調査や外来種駆除活動、樹名板製作などは、定例活動における定番プログラムとして引き続き精力的に進めていく。

② 教育機関や民間企業と連携した環境学習

■ 教育機関

近隣小中学校、大学等の授業対応や講師派遣、職場体験、インターンシップの受け入れ、調査研究活動などを積極的に受け入れ、公園を環境教育の場として活用する。

■ 民間企業

企業のCSR活動や地域貢献活動、社員研修の講師をつとめる。植林や伐採など保全活動の体験などを通じて自然環境の重要性を学んで頂く機会とする。また企業と連携することで、里山の保全活動の活性化にもつなげたいと考えている。



東由木地区公園環境マネジメントシステム ハンドブック

令和 5 年 3 月(第 6 版)

八王子市都市公園指定管理者:ひとまちみどり由木